

紹介状を持たずに外来受診すると、 「特別の料金」が必要になります

- 当院では、初診の患者さんには、原則、紹介状をご持参いただいています。まずは「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて、専門的な医療等を行う医療機関を受診いただくことが重要です。
- このため、当院では、国の制度に基づき、紹介状を持たずに外来受診した患者さん等から、一部負担金(3割負担等)とは別に「特別の料金」を徴収しています。
令和4年10月1日から国の制度見直しにより、「特別の料金」の額が変更となりました。
※保険給付から一定額を控除するため、当院の収入の合計はほぼ変わりません。
- 患者の皆様におかれましては、医療機関の機能・役割に応じた適切な受診を行うよう、ご協力をお願いいたします。

■当院における「特別の料金」の内容（下線は、令和4年10月1日からの額）

「特別の料金」の対象者	初診	他の医療機関からの紹介状なしで受診した患者さん
	再診	当院から、他の医療機関に紹介する用意がある旨の文書を交付されたにもかかわらず、当院を受診した患者さん
「特別の料金」	初診	医科・歯科共通:5,500円 → <u>7,700円</u>
	再診	医科・歯科共通:2,750円 → <u>3,300円</u>

※ 緊急その他やむを得ない事情がある場合は、「特別の料金」を徴収しないことがあります。

※「特別の料金」の額には、消費税分が含まれます。

■紹介状を持たずに外来受診した患者さん等のお支払いイメージ

（医科、初診、一部負担金3割負担の場合）

		〔見直し前〕		〔見直し後〕								
患者さんの負担	8,500円	<table border="1"> <tr><td>特別の料金</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>一部負担金(3割負担)</td><td>3,000円</td></tr> </table>	特別の料金	5,500円	一部負担金(3割負担)	3,000円	➡	<table border="1"> <tr><td>特別の料金</td><td>7,700円</td></tr> <tr><td>一部負担金(3割負担)</td><td>2,400円</td></tr> </table>	特別の料金	7,700円	一部負担金(3割負担)	2,400円
	特別の料金	5,500円										
一部負担金(3割負担)	3,000円											
特別の料金	7,700円											
一部負担金(3割負担)	2,400円											
当院の収入	15,500円	<table border="1"> <tr><td>保険給付</td><td>7,000円</td></tr> </table>	保険給付	7,000円	<table border="1"> <tr><td>当院の収入</td><td>15,700円</td></tr> <tr><td>保険給付</td><td>5,600円</td></tr> </table>	当院の収入	15,700円	保険給付	5,600円			
保険給付	7,000円											
当院の収入	15,700円											
保険給付	5,600円											

○「かかりつけ医」を持ちましょう！

厚生労働省では、患者がまずは地域の「かかりつけ医機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて、専門医、専門医療機関を受診するとともに、状態が落ち着いたら地域に戻るといった、受診の流れと医療機関の機能・役割について、周知・啓発を行っています。こうした紹介を受けて受診した場合、「特別の料金」は不要となります。

（上手な医療のかかり方 <https://kakarikata.mhlw.go.jp/kakaritsuke/motou.html>）